

報告第18号

専決処分「津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年10月19日

南風原町長 赤 嶺 正 之

1 専決処分事項 津嘉山小学校校舎改築工事（建築）の請負契約金額の変更について

（1）変更事項

変更前契約額	56,160,000円
増額金額	2,916,000円
変更後契約額	59,076,000円

（2）契約の相手

住 所	沖縄県那覇市
商 号	株式会社 大宜見組
氏 名	代表取締役 大宜見 英夫

2 変更した理由

金属製建具工事で現場の状況により建具の形状を変更した事と、多目的教室へ黒板を追加した事により増額となった。

工 事 の 概 要

工 事 名 : 津嘉山小学校校舎改築工事(建築)

工事場所 : 南風原町字津嘉山地内

工 期 : 平成30年6月26日 ～ 平成30年11月22日

主な施工内容

- ・金属製建具工事 増改築部の荷重の軽量化を行うため
建具の形状を変更。

- ・仕上げユニット工事 多目的教室へスライダー黒板を追加
する事による変更。